

平成29年第3回若狭町議会定例会会議録（第1号）

平成29年6月12日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 二本松 正 広 書 記 北清水 佳 代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	中 村 良 隆
教 育 長	玉 井 喜 廣	総 務 課 長	谷 口 壽
会 計 課 長	森 川 克 己	総 合 戦 略 課 長	泉 原 功
税 務 住 民 課 長	橋 本 清 考	環 境 安 全 課 長	深 水 滋
地 域 医 療 ・ 介 護 セ ン タ ー 長	中 村 俊 幸	福 祉 課 長	小 堀 勝 弘
建 設 課 長	岡 本 隆 司	水 道 課 長	藤 本 齊
農 林 水 産 課 長	森 下 精 彦	パ レ ア 文 化 課 長	飛 永 恭 子
歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	木 下 忠 幸

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 1号 平成28年度若狭町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

日程第 4 報告第 2号 平成28年度若狭町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

- 日程第 5 報告第 3 号 平成 28 年度若狭町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 4 号 平成 28 年度若狭町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 5 号 平成 28 年度若狭町工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 6 号 株式会社エコファームみかたの経営状況の報告について
- 日程第 9 議案第 36 号 若狭町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 37 号 若狭町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 38 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 12 議案第 39 号 平成 29 年度若狭町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 40 号 平成 29 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 41 号 平成 29 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 42 号 平成 29 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 43 号 平成 29 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 44 号 訴えの提起について
- 日程第 18 請願第 1 号 場外車券・馬券売り場建設について承認しないことを国に求めることの請願について
- 日程第 19 若狭町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

(午前 9時14分 開会)

○議長（原田進男君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました平成29年第3回若狭町議会定例会の開会にあたり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席をいただきましたことを、心よりお礼申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、平成28年度一般会計継続費繰越計算書及び各会計の繰越明許費の報告のほか条例の一部改正を初め、平成29年度一般会計、特別会計、企業会計の補正予算が主なものであります。

議員各位には、十分な御審議をお願いするものであります。

なお、温暖化対策の一環でありますクールビズについては、9月末まで取り組みますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議員各位には、健康に十分に御留意され、本定例会の円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ開会の挨拶とします。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査平成29年1月分から4月分の結果報告書及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、若狭町教育委員会の事務管理及び執行の状況の点検・評価の報告書が、お手元に配付のとおり、報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、平成29年第3回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許可します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

皆さん、改めましておはようございます。

山々の新緑が美しさを増してまいりまして、爽やかな季節を迎えました。6月に入りまして、特産「福井梅」の出荷シーズンを迎えるなど、自然環境豊かなすばらしい町を実感しているところでございます。

本日、平成29年第3回若狭町議会定例会を招集をさせていただきましたところ、議員全員の御出席を賜り、開会できますこと厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、私の町政運営に対する所信の一端と施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員の皆様のご理解と御協力をお願いするものでございます。

初めに、私は平成21年5月、町長就任以来「みんなで創るみんなのまち」を政策スローガンに掲げ、2期8年の町政のかじ取りを担ってまいりました。その間、議員の皆様を初め、多くの町民の皆様の温かい御支援と御協力をいただきながら、誰もが安心して暮らし続けられる協働によるまちづくりの実現を目指し、多くの皆さんの知恵と行動力を結集し、全力でまちづくりに取り組んでまいりました。

そして、本年4月の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様の温かい御支持と御支援を賜り、引き続き3期目の重責を担うこととなりました。私は今回選挙活動を通じて、町内の全集落をくまなく回り、多くの町民の方とお会いする機会に恵まれました。その際、多くの町民の皆さんからの御意見や御要望をお伺いいたしました。

そして、何よりも若狭町のすばらしさ、そして町民の皆さんの期待の大きさを実感し、改めて初心に返り誠心誠意重責を全うすべく、身の引き締まる思いであります。

今後とも、町の将来をしっかりと見据え、町民の皆さんの幸せを実感できる町を、また発展させるため、これまでの基本姿勢を大切にしつつ、謙虚で実行力のある町政運営に当たってまいりたいと考えております。

さて、私はこれからのまちづくりは、日々刻々と変化する国内外の社会情勢に対し、的確かつスピード感を持って対応をしながら、さまざまなことにチャレンジをする姿勢が求められていると考えております。そういった点から、国内外の動きにも、十分に注視していくことが必要であると考えております。

そこで、昨今の社会情勢であります。欧米での新たな政権や政策の動きに加えて、中国や新興国などの経済の減速、そして緊張が続く朝鮮半島情勢など、社会はまさに混沌としております。

我が国におきましては、長引くデフレから脱却を、また少子高齢化の問題に真正面から向き合い、地方創生、雇用・社会保障、農業・エネルギー施策など、経済再生に引き続き取り組んでおり、実質GDP成長率につきましては、5期連続でプラスとなり、雇用面の指標が引き続き改善するなど、日本経済は緩やかな回復基調が続いております。

しかしながら、地方の経済を全般的にみますと、緩やかな景気回復の基調があるものの、実感としての景気回復は依然として乏しい状況もみられます。

さらに、都市部以外の地方での人口減少は顕著であり人口減少社会がより現実味を帯びたものとなってきております。本町におきましても、少子高齢化や人口減少は確実に進行しつつあり、今後の大きな課題として捉えております。

平成27年度に実施されました、国勢調査における本町の人口は1万5,264人で、5年前の調査と比較して835人、率にして5.19%減少している結果が現れております。

このような中、若狭町でも人口減少対策や交流人口の拡大を図るため、若狭町独自の総合戦略を策定し、さまざまな地方創生に向けた取り組みを行なっております。

さて、私の政治信条につきましては、町長就任以来一貫として「みんなで創るみんなのまち」を掲げ、町民の皆さんとともに作り上げる、協働によるまちづくりを基本理念としております。

そして、私は今回3期目の町政をおあずかりするにあたり、新たなキャッチフレーズとして「笑顔全開・地域力発信」そして「笑顔宣言」を掲げました。

町民の笑顔は活力ある若狭町の象徴でもあります。笑顔が絶えない町、そんな笑顔が満ちあふれる若狭町を町民の皆様と一緒に作り上げていきたいと考えております。

それでは政策の実現に向けた主要な取り組みにつきまして、説明させていただきたいと思っております。

まず、1つ目につきましては「まち、ひと、しごと創生」における若狭町の総合戦略を着実に進めていきたいと考えております。

若狭町総合戦略は、「若狭町まちづくりプラン」の基本戦略である「次世代の定住促進」と「住民自治の推進」を大きな柱として、5つの基本目標を設定しております。

1つ目が次世代の定住を促進する、2つ目が若い世代が住みたくなる地域をつくる、3つ目がわかさの資源で産業を元気にする、4つ目が関西・中京圏からの人の流れをつくる、5つ目が広域連携により共通課題を解決するであり、それぞれの目標に応じて施策を行なうこととしております。

特に、この総合戦略の根幹をなす定住人口の増加のためには、女性と若者が生き生きと活躍できる環境づくり、地域づくりが重要と考えております。交流人口の拡大のためには若狭町が誇る自然、名所などの観光資源、そして新鮮な食材と豊かな食、また若狭町のすばらしい町民性、さらに平成30年に開催されます「福井しあわせ元気国体」と合わせもった政策の推進が重要であるとと考えております。

若狭町には、国から多くの冠をいただいた魅力ある資源が、数多く点在をいたしております。

ラムサール条約登録湿地の三方五湖、水月湖の年稿、若狭湾国定公園でもありますレインボーラインや常神半島、日本遺産の鯖街道・熊川宿、名水百選の瓜割の滝、また、食の観点からは、日本海側最大の産地であります福井梅、日本遺産熊川宿の熊川葛、伝

統野菜の山内かぶら、日本海の新鮮な海の幸、三方湖のうなぎなど、これら町の宝いわゆる地域力を創意工夫により磨き上げ、全国に発信していきたいと考えております。

また、私たちの町、若狭町の魅力は先人の努力によって受け継がれてきた歴史、文化をベースとした勤勉で正直で人情味あふれる町民性であり、そして助け合いの精神であります相互扶助が絆として長く継承されている点であります。まさに、この地に住む町民の皆さん一人ひとりが、さらには地域全体が町の魅力の礎となっており、これを次の世代に引き継いでいくとともに地域力として発信にもつなげていきたいと考えております。

そこで、私はこの町の総合戦略をさらに一步前に進めていくために、今回の組織改革により、新たに総合戦略課を設けさせていただきました。

この総合戦略課には、町の政策調整、地方創生を進めるための政策推進室、交流人口の拡大に向けた観光振興を推進するための観光交流室、特産品の販路拡大や食育を推進するための特産振興室、さらに女性や若者が活躍する地域づくりや「福井しあわせ元気国体」を推進するための国体推進・地域活性化室の4つのセクションを設け、人口減少対策や交流人口の拡大に向けた取り組みを、政策推進から実行性のある行動部隊まで一体感をもって効率的かつ効果的に進めてまいります。

次に2つ目の取り組みとしまして、財政の健全化に向けた取り組みを実施していきたいと考えております。

若狭町の財政状況につきましては、現在、合併以降最も厳しい局面を迎えております。

歳入の根幹となる町税収入につきましては、回復が足踏みする中、町財政を支えている普通交付税につきましては、人口減少に伴う減額と、合併特例債等の優遇制度がなくなっておりまして、

また、歳出面では福祉関係、とりわけ社会保障費が年々増加傾向にあり、財政状況がますます厳しい局面を迎えてくることが推測されます。そのため健全財政の構築が急務となっております。

そこで、私はまず健全財政に取り組む姿勢を明確にし、自らを律する政治判断として、町三役の報酬を一割カットをさせていただきました。今後は歳入財源の確保、また、業務委託など民間活用の推進、さらには事業の削減などの見直しなど、財政健全化に向けたプランを策定し、行政と住民が一体となった取り組みを進めていきたいと考えております。

次に3つ目につきましては、福祉、保健、医療の一体化を進めていきたいと考えております。

今後ますます高齢化が進んでいく中、町としましては「地域医療・介護総合推進法」に基づき福祉、保健、医療の各分野を総括するため、地域医療・介護センターの機能を拡充させていただきました。

今後は地域医療・介護センターに設置いたします在宅医療介護連携室が中心となり、今後さらに増加してまいります医療・介護を必要とする高齢者の方を福祉・保健・医療が連携し、住み慣れた地域で住まい、予防、医療、介護、生活支援が総合的に提供できる仕組み、いわゆる地域包括ケアシステム体制の整備を強力に進めてまいりたいと考えております。

加えて、健康でまだまだ活躍できる元気な高齢者の方々には、活躍の場を提供していきたいと考えております。

また、「年稿、健康、しまっぺいこう」を合言葉に、医療費の削減施策にも力を注いでまいります。

最後に4つ目の取り組みにつきましては、広域連携をより強力に推し進めていきたいと考えております。

各市町の財政状況は人口減少もあり、厳しくなっております。このような中、それぞれの市町が単独で行政サービスを維持していくことが、今後ますます厳しくなることが懸念されます。そこで広域連携による事務事業を進めていくことは、事務の効率化、またコスト削減にもつながるものと考えております。

今年度より、若狭町以西の1市3町で廃棄物対策関連、介護保険関係の事務について、広域化を進めてまいります。

また、合理化事務で掲げております、広域観光や電算システム分野など、広域連携することで、より効果が期待できる業務につきましては、速やかに合意形成を図り、前に進めていきたいと考えております。

さて、本日開会いたしました6月議会におきましては、平成29年度一般会計補正予算を初め、特別会計、企業会計の補正予算や条例改正などの議案を提案させていただいております。

特に、今回提案させていただく補正予算につきましては、平成29年の3月定例会におきましてお認めいただきました平成29年度当初予算であります骨格予算に、政策的事業などを肉付させていただく予算でございます。

各会計予算につきましては、町の重点事業、将来計画の中で必要とする事業を慎重に精査し、配分をさせていただきました。

それでは、施策事業の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、町の政策の根幹をなす「若狭町まちづくりプラン」につきましては、「次世代の定住促進」、「住民自治の推進」の2つを基本戦略に掲げ、各種事業を推進してまいりました。

そのような中、社会情勢、住民ニーズも刻々と変化していることから、これまでのまちづくりプランを評価・検証し、町全体の施策の方向性等を示す新たな若狭町総合計画「新・まちづくりプラン」を今回、策定をさせていただきます。

また若狭町では、これまで全国に先駆けて、先進的に人口減少対策に取り組んでおり、引き続き若狭町次世代定住促進協議会を中心に関係機関や民間と連携し、子供たちの郷土愛の醸成による若者の定住とUターン、Iターンを推進するとともに、子育て家族を対象とした移住推進やかみなか農楽舎等の成果を横展開した新たな移住施策の推進、そして、地域おこし協力隊活動の充実・強化を図ることで、人口減少の抑制を図ってまいります。

これまで、ふるさと大使や首都圏在住の若狭町出身者の会「東京若狭会」とのつながりづくりも推進してまいりましたが、本年より新たにふるさと若狭プロデュース事業、そして「東京若狭会」のネットワークや大学などとの連携により、都市圏とのつながりづくりをさらに強化してまいります。引き続き、定住促進には雇用の場の確保、住居の確保が重要であります。

そこで、三十三産業団地の早期分譲と、若狭中核工業団地の日本電気硝子の用地等の再分譲を推進し、雇用の場の確保に努めるとともに、既に分譲を開始している若狭瓜割エコビレッジ、上瀬住宅団地の分譲促進に努めてまいります。

また、住宅施策の一環であります空き家につきましては空き家情報バンクを充実させ、情報発信を強化するとともに、空き家の活用が促進されるよう、財政的な支援策も継続してまいります。あわせて、危険家屋につきましては外部委員会を設置し、必要な対策等について検討してまいります。

私は、「みんなで創るみんなのまち」の実現のため、住民と行政の協働によるまちづくりを強く進めてまいりました。

特に、小学校区を単位として設立されました地域づくり協議会は、高齢者や子供たちなどへのきめ細かい支援や防災に対応できる組織として、また、地域資源の活用や課題の解決に向けて取り組める組織として、大変重要な役割があると考えております。

今後は、地域のさらなる発展を目指して、集落や地域づくり協議会が身近な環境整備を初め、地域の課題を住民自らが解決するために「みんなで創る地域づくり交付金」や「みんなでつくる原材料支給事業」など、主体的に取り組むための支援を引き続き継続

いたします。地域の皆様で話し合い、そして実行し、生き生きとした地域活動を実施いただくことを願っております。

また、定住促進や協働といった施策における共通のキーワードとして、「女性の活躍」「若者の活躍」が挙げられます。女性や若者が生き生きと活躍できる環境づくり、地域づくりを進めるため、計画策定を進めてまいります。

次に、若狭町におきまして、かねてより大きなプロジェクトとして進んでおりますものに、舞鶴若狭自動車道（若狭さとうみハイウェイ）三方五湖パーキングエリアスマートインターチェンジの整備と、県営河内川ダムの整備があります。

三方五湖パーキングエリアスマートインターチェンジの整備につきましては、平成30年3月を完成目標として、工事が順調に進められているところであります。このスマートインターチェンジができることで、より利便性が向上し、今後ますます交流人口の増加につながるものと期待をいたしております。

次に、県営河内川ダムの整備につきましては、長い年月を要しましたが平成31年度の完成に向け、着実に進められているところであります。

また、ダムの完成に合わせた周辺整備につきましては、地元、福井県とも連携しながら、順次整備に取りかかる予定であります。

今後は、ダム周辺が熊川地域の新たな魅力の一つとなり、熊川宿との相乗効果を生み出すものと考えております。

次に、町内の農業の基盤整備についてであります。優良な農地を保全し農業経営の安定化を図るため、集落基盤整備事業や区画整理事業、土地改良施設の更新事業などの基盤整備に取り組んでいるところであります。

また、多面的機能支払交付金事業においては、農地の維持や資源向上活動等への支援を行うとともに、施設の長寿命化に取り組んでおり、地域住民との協働のまちづくりを実践しているところであります。

次に、観光振興につきましては、ラムサール条約登録湿地三方五湖を代表とする自然景観と日本遺産認定の鯖街道熊川宿などの歴史遺産、さらには海湖、山里の豊かな食をタイムリーに情報発信していくとともに、訪れた方に対し、若狭路を堪能していただくため、我が町だけでなく他の地域の見所を伝えるプラスワンの気持ちで、この地域に長く周遊、滞在していただきたいと考えております。

また、近年国の積極的な施策でもある海外からの観光誘客につきましては、若狭町におきましても順調に増加しております。

インバウンド観光客をさらに誘客促進するため「若狭町外国人誘致プロモーション実

行委員会」により、従来の台湾へのプロモーションに加え、香港や欧米からの誘客を促進してまいります。

これからもますます海外からの観光客増加が考えられることから、団体客や教育旅行に限らず個人旅行客をふやすため、当地自慢の景観や世界遺産「和食」食材等を、SNS等の活用により情報発信を行うとともに、世界的な観光都市「京都」からの地の利をいかし、各方面からの誘客と受け入れ体制の強化に力を注いでいきたいと考えております。

現在、町内には、日本遺産「鯖街道」の福井県側玄関口となる「道の駅若狭熊川宿」と名勝三方五湖、常神半島の入り口に位置する「道の駅三方五湖」2つの道の駅があります。それぞれ、地元の特色を生かした特産品や土産品を買い求める観光客で連日賑わっております。これら2つの道の駅を、若狭町の情報発信拠点として位置づけ、旬の観光情報や町の話題を広く周知し、各方面からの誘客につなげていきたいと思っております。

今後も訪れた観光客だけでなく、それぞれが連携したイベント等の開催により、地域住民にも愛される道の駅を目指し、より一層にぎわいを創出し、さらなる交流人口の拡大に取り組んでまいります。

現在、縄文ロマンパークでは、世界的にも価値の高い水月湖の年縞を展示研究する施設が、福井国体の開催に合わせ、県により建設されております。この「年縞研究展示施設」を、嶺北の「恐竜博物館」と肩を並べる観光資源となるよう、福井県里山里海湖研究所や縄文博物館とも連携して、現在教育旅行で訪れている学校や海外などからの観光客を中心に広く周知をすることにより、学術と観光両面から誘客を促進してまいります。

さらには、平成34年には北陸新幹線の敦賀開業が予定をされております。

観光は町の基幹産業の認識のもと、「若狭町観光振興ビジョン」をもとに、関係者だけでなく町民総ぐるみで、訪れた観光客をおもてなしするとともに、県の周遊・滞在型観光推進事業を活用し、嶺南各市町とも情報を共有して、「若狭地方」が日本のみならず世界を代表する観光地として発展していくよう考えております。

次に、防災についてであります。昨年は熊本県や鳥取県など大きな地震が発生し、東北・北海道地方では台風による水害が発生しました。

幸いにも当町におきましては、大きな被害はありませんでしたが、全国的に見れば、地震や台風、ゲリラ豪雨などによる災害の心配が高まっております。本年度におきましても引き続き、防災資機材の整備や備蓄品の整備、そして災害時に資機材を提供いただける事業所との協定や、他自治体との相互応援協定の締結を進めてまいります。

一方で、災害時には自助・共助が大きな力を発揮することから、今後も自主防災組織や防災士の育成に力を注いで、防災訓練を通じて地域防災力の強化を図ってまいります。

次に、原子力防災についてであります。昨年も県が行う原子力防災訓練に参加し、安定ヨウ素剤の配付訓練や越前町への避難訓練等を行いました。

今後とも、原子力防災について住民への周知を図るとともに、原子力防災訓練等の実施を通じて原子力防災計画の検証を行い、より実効性のある計画となるよう努めてまいります。

次に、廃棄物の処理についてであります。一般廃棄物を広域的に処理しようと、今まで「一般廃棄物処理広域化基本計画」、「可燃物処理施設の基本構想」、「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、準備を進めてまいりました。

今後は、処理施設の建設用地の選定を行い、若狭広域行政事務組合において、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、住宅施策であります。人口減少対策が行政課題となる中、快適な居住環境の提供は、若者の定住促進のための施策の一つであると考えております。

町営住宅につきましては、適正な管理のもと、快適な住宅を提供し、入居者の確保に取り組んでおります。

次に、農業振興についてですが、まず米政策につきましては、今までは国から農家へ米の生産を計画的に行うよう生産数量を指示して価格安定を図ってきましたが、平成30年産からは、その指示数量がなくなり、国から提供される需要情報により、産地ごとに売れる分だけつくることになります。

このため、今後都道府県単位での産地間競争が激しくなり、米価の下落も予想される心配をいたしております。あわせて、米の生産数量目標にしたがって生産した農家に対して支払われておりました、米の直接支払い交付金、1反当たり7,500円がなくなり、農業者の収入が大幅に減少することになります。

このため、今後、各農業者の経営安定を図るため、主食用米の生産だけに頼るのではなく、飼料米の作付け拡大や、白ネギ、加工用キャベツなどの水田園芸作物の推進を関係機関と協力しながら図ってまいりたいと考えております。

さらには、担い手農家への農地集積をより一層推進し、担い手農家の規模拡大による生産コストの削減により、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、現在、国で検討されております、新たな圃場整備事業につきましても、地区単位での取り組みについて検討を進めてまいりたいと考えております。

かみなか農楽舎の、農業の担い手育成に対する取り組みにつきましては、地方創生の

全国的なモデルとして高い評価を受けております。これからも、地域農業の皆さんとのつながりを積極的に行いながら、農業研修体制の強化・充実を図り、地域が求める人材育成を行ってまいります。

また、かみなか農楽舎には、県外から研修生や卒業生、そしてインターンシップ生等が多く来られています。

そこで、その方々を中心としたつながりの中で、外から見た町の魅力を発信していく仕組みを構築し、さらなる交流人口の拡大と、就農・定住の促進を図り、地域を活性化させていきたいと考えております。

次に、鳥獣被害防止対策につきましては、本年新たに「サルに負けない強い集落づくり」を目標として、集落ぐるみで猿を寄せつけない対策を行うための講習会を開催いたします。

あわせて、獣害防止柵の未整備地区への事業推進と若手の有害鳥獣捕獲隊員の確保にも引き続き努めてまいります。

林業につきましては、県産材の活用を推進するため、森林所有者と県、町が共同で木材生産協定を締結し、効率的な路網の配置や林業機械の効率的な稼働により、民有林と県有林、町行造林の一体による低コストの間伐材の生産拡大を図ってまいります。

水産業の振興につきましては、世久見区におきまして、大規模な藻場の再生事業に取り組み、来年度以降、藻場造成の整備工事に着手する予定であります。

これにより、貝類を初めとする安定した漁場が確保され、民宿や直売所で提供される食材も、さらに豊富なものになると期待をいたしております。

また今後、定置網漁業の振興対策として、定置網の改修や漁業施設の整備を行い、経営基盤の強化を図っていききたいと考えております。

次に、特産振興と食育の推進についてですが、若狭町最大の特産品である「福井梅」は、昨年は丙年の申年で60年に一度の大不作となり、青梅の集荷量につきましては647トン、秀品率が61%となり、出荷量については過去最低の結果となりました。市場が低価格傾向で推移する中で、生産者の高齢化や後継者不足を背景として生産力の低下が懸念され、産地は厳しい状況にあります。

このような状況の中、日本海側最大の梅産地として、市場関係者からも評価の高い「福井梅」を、今後も保持・発展させていくためにも「若狭町梅振興ビジョン」に沿った、生産対策の効率化、消費・販売促進対策などに、生産者、販売事業者、行政などが一体となり、さらなる梅振興を推進してまいりたいと考えております。

食育・地産地消の推進につきましては、生産者や学校、行政等の関係者で組織する「若

「狭町食育連携会議」を中心に、地元食材を積極的に学校給食や食生活に取り入れ、次代を担う生徒、児童たちのふるさと意識の高揚を図っていききたいと考えております。

熊川葛、山内かぶらなど伝統的食材につきましては、熊川葛が昨年5月に日本森林学会の林業遺産に登録され、山内かぶらにおきましても9月に農林水産省より地理的表示保護制度（GI）に登録されました。

今後、引き続き県や関係機関との連携を図りながら、伝統食材として、さらなる振興と地域の活性化を推進してまいります。

商工振興につきましては、わかさ東商工会が今年で合併10周年を迎え、さらなる地元の消費拡大、小規模事業者等の成長発展に取り組んでいききたいと考えております。

小規模事業者等の成長発展のため、引き続き商工会の運営について支援をしていききたいと考えております。

続きまして、福祉に関しましては、地域住民のつながりの力を生かし、高齢者や障害者が住み慣れたこの町で、心豊かに安心して暮らすことができるように福祉サービスの充実を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、年々高齢化率が上昇しており、平成29年4月1日現在で65歳以上、高齢者が若狭町の人口に占める割合、これが33%になってまいりました。これに比例して、介護保険の要支援、要介護の認定者も増加をいたしております。

また、高齢者世帯もふえており、気がかりな方の見守り活動につきましては、民生委員などの福祉関係者や集落とさらに連携し、地域の活力を含めた見守り体制を継続していききたいと考えております。

介護保険事業につきましては、今年が第6期介護保険事業計画3カ年の最終年度となります。事業の評価と課題を分析し、平成30年からの第7期介護保険事業計画策定に向けて取り組んでまいります。

障害者福祉につきましては、全ての町民に対し、障害があってもなくても、お互いを尊重し、ともに生活できるよう、障害についての正しい知識の普及・啓発活動を推進してまいります。

また、本年は障害者施策の基本となる障害者計画及び障害者福祉サービスの実施に関わる福祉計画を更新いたします。

障害者自立支援法の、法の理念のもと、障害者の皆さんが、安心して自立した生活が送れるように、就労支援などの課題に対応した、広域的な福祉サービスの提供に取り組んでまいります。

また、子育て支援室と子ども・若者サポートセンターを一体化させた子ども・若者支

援室を設置し、子供の健やかな育ちと若者の自立を町全体で支え、子供の発達・成長段階に応じた切れ目のない支援に取り組んでまいります。

子育て支援対策につきましては、子供を安心して生み、育てる環境をつくり上げていくために「若狭町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子供一人ひとりの幸せと健やかな育ちが保障される社会の実現を目指してまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減策としましては、児童手当や子ども医療費助成、出産祝い金支給などを継続実施し、あわせて第3子以降の保育料無料化など「三人っ子応援プロジェクト」として、多子世帯への子育て支援も継続いたします。

保育所におきましては、生きる力を育てることを理念とし、子供の年齢や成長に応じ、自然の中で仲間とともに遊び、学び、育つ「わかさ里っこ保育」を保護者の皆様とともに十分連携を図りながら実施してまいります。

町内の3つの子育て支援センターにおきましては、赤ちゃん広場、すくすく広場などの行事を行い、子供を連れて気軽に遊べる場所として利用していただいております。その機会にあわせて、子供の心や体についての悩み相談や育児相談なども継続して行っております。

また、特に支援が必要な子供につきましては、心理職・言語聴覚士などの専門家から指導を受けるとともに、教育機関、福祉・保健機関、医療機関、民生児童委員、行政機関等で組織する「若狭子ども・若者支援協議会」や、「若狭町要保護児童対策地域協議会」をもって、気がかりな子供や支援を必要とする子供に対し、地域の関係機関が連携協力し、高度な支援に取り組んでまいります。

次に、健康施策について申し上げます。

全国的に少子高齢化が年々加速し、団塊の世代が65歳に到達する中、健康で長生きできる若狭町を目指すため、町民自らの健康管理を推進する健康施策は、非常に重要な課題となっております。

健康な体力づくりの基本は、胎児の時期から始まっております。

また、幼児期までの生活習慣が生涯の健康を左右することから、町民が妊娠期から健康管理及び子供の健全な体づくりを担う子育てができるように、きめ細やかな母子健診や育児教室、相談を継続してまいります。

成人期におきましては、健康で活躍できる高齢期を過ごせるよう、町民が自分の体に合った健康管理を実践していただけることを目指してまいります。

先ほど申し上げました「年縞・健康・しまっぺいこう」のキャッチフレーズのもと、我が町健康づくり応援事業では、各地区の公民館などで高血圧や内臓肥満、高血糖など

の生活習慣病について、学習ができる場を設けるなど、健康づくり活動の実践に向けた取り組みを進めてまいります。

また、脳血管疾病患者等の重症化予防の有効な予防策につきましては、治療と生活習慣改善の両輪が大変重要となってまいります。そこで、保健・医療・福祉が一体となり、治療を担う医療と生活習慣改善を担う保健指導がその目的と役割を共有し、連携しながら町民の皆さんの健康づくりを推進していくとともに、医療費及び介護給付費の削減に努めてまいります。

次に、上中、三方各診療所についてですが、両診療所とも、町民の身近な自治体の医療機関として、多くの町民の方に御利用いただいております。

今後とも、町民の皆さんから愛される医療機関を目指し、よりよい医療提供に取り組んでいきたいと考えております。

なお、昨年19床の有床診療所として、再スタートしました上中診療所につきましては、今後2カ年にわたる継続工事を実施し、医療環境の整備に努めてまいります。

次に、水道事業におきましては、安心・安全な水道水の供給と、快適な生活空間・水循環社会の創造を目指して施策を進めてまいります。水道及び簡易水道事業では、上水道の安定的な供給を図るため、老朽化した機器と配水管の更新を進めてまいります。

特に、水道事業につきましては、熊川浄水場内の設備及び天増川水源の取水堰の修繕を計画しております。

また、本年度より3カ年をめぐりに、上水道及び簡易水道共に、以前に策定した整備計画をもとに整備手順の見直し、また、財源確保や更新コストの試算等、整備計画の再構築に取り組んでまいります。

次に、下水道事業では三方幹線の排水ポンプを初め、老朽化している設備の更新を行うとともに、より一層の維持管理の適正化を図るため、各施設の機能診断調査を行ってまいります。

今後とも、各種上下水道事業の適正な維持管理業務の維持と経費節減に努めるとともに、人口の減少、施設の老朽化等、将来を見据えた維持管理業務の広域化や施設統合化の検討を進めてまいります。

次に、教育行政につきましては、平成28年度に策定をいたしました若狭町教育大綱の実現に向けた施策を進めてまいります。

まず、学校教育では、第1に未来を拓く生きる力を育てる教育を進めてまいります。自己選択力、自己決定力、自己責任力を持ち合わせた人材育成のため、考える力、そして、自分の考えや意見を人に伝える力を身につける課題解決型学習などを、昨年整備し

たICTにより情報通信技術を活用した教育を推進してまいります。

第2に、ふるさと教育を推進してまいります。

ふるさとの持つすばらしさや、先人が築いた歴史や伝統文化に触れる機会、ものづくりや職場体験などを通じて、若狭町に誇りを持ち、子供たち自身が地域社会を構成し、発展させる一員であるという自覚を養い、郷土を愛する人材を育ててまいります。

第3に、グローバル化社会に対応する教育の推進を図ります。国や地域の枠組みを超えて、海外との交流が目覚ましく活発化してきている時代に対応できる人材を育てるため、平成30年度の小学校英語教科導入へ向けた体制づくりを進めるとともに、ALTや外部指導者の活用などにより、自国のみならず異国文化への理解と寛容的態度の育成と英語教育の充実を図ってまいります。

第4に、安全・安心で楽しく学べる教育環境づくりを推進してまいります。不登校や気がかりな児童生徒への支援や、いじめの早期対応を目的とし、適応指導教室の運営や特別支援教育の充実を図り、関係機関との連携を密にし、個々に合ったきめ細かい支援につなげてまいります。

また、学校施設につきましては、教育環境の充実を図るため、全ての小中学校にエアコンを設置するとともに、上中中学校などの耐震補強とリフレッシュ改修事業に取り組んでまいります。

なお、休校中の岬小学校、三方中学校岬分校につきましては、廃校の手続をとった上で、中長期滞在も可能な漁業体験学習施設として改修し、地域産業の振興と交流人口の拡大を図ってまいります。

また、8つの小中学校に給食を提供をしております給食センターにつきましては、数年先には定年退職により調理員が不足し、調理業務が成り立たなくなることから、平成30年から調理業務等の民間委託を予定しており、その準備を進めさせていただきます。

次に、社会教育では、地域力を高める教育の充実を図ってまいります。

町民の皆さんが、生涯を通じて生き生きと暮らし、お互いに学び合うことのできる町を実現するため、豊かな自然や文化などの地域資源を活用し、さまざまな学習機会を提供するとともに、子供たちの健全育成を支える地域づくり、地域活力の向上を図ってまいります。

次に、社会体育分野では、平成30年に開催される「福井しあわせ元気国体」を契機とし、生涯スポーツを支える環境づくりや、健康で生きがいのある豊かな人材育成を図ってまいります。

特に国体におきましては、本町は正式競技のオープンウォータースイミング、公開競

技のゲートボール、グラウンド・ゴルフの開催地として、県及び関係団体等との調整のほか、プレイベントの実施等により機運を高めるとともに、安全で快適な競技会場の管理や整備を図ってまいります。

続きまして、歴史、文化関係ですが、一昨年4月に「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群御食国若狭と鯖街道」が文化庁の日本遺産の第1号の認定をいただきました。

御承知のように日本遺産とは、多様な文化遺産を物語として演出させることで、地域の魅力を国内外に発信することにより、文化と観光振興などの活性化につなげることが目的の文化庁の新たな制度であります。この日本遺産の認定を大きな追い風としまして、御食国の原型の証としての膳臣の古墳群の活用を図っていくため、膳部山を背後に有する脇袋古墳群の測量調査をさせていただきたいと考えております。

また、京都との交流を目的として、鯖街道の中継拠点としての熊川宿の町並みの活用や、現在まで地域の住民の皆さんに継承されてきた伝統文化などの、歴史と文化遺産を保存しながら歴史的ブランドとしてのさらなる活用を図っていきたいと考えております。

いずれにしても、若狭町の歴史遺産、文化遺産、自然遺産は、観光資源としても文化資源としても、国内は言うに及ばず、国外でも大きな評価をいただいているものばかりであります。今後は世界に誇れる、これら若狭町の地域力を、さらにしっかりした保存体制のもと、活用を進め、国内外に発信していきたいと考えております。

次に、パレア若狭による芸術・文化活動についてであります。パレア若狭は、健康・福祉・芸術・文化の総合的な拠点施設として気軽な文化、芸術に触れる場とさまざまな交流が生まれる場として、活気あふれる施設運営を心がけております。

これからも皆様方に親しまれるパレア若狭となるよう、多彩な催し物を計画しながら、来場者や交流人口がふえるよう取り組んでまいります。

また、町立図書館三方館につきましては、今年4月8日にリニューアルオープンし、名称をリブラ館に変更しました。

リブラ館におきましては、小さな子供を初め、高齢者の方たちにも優しい、ゆっくりと滞在できる図書館となりました。今後は文化活動の場、地域のコミュニティーの場として、利用ができる交流空間となるよう、多くの方々に愛される図書館を目指してまいります。

以上、町政運営に当たりまして施政方針並びにその取り組みにつきまして申し上げます。

今後も窓口業務を初め、職員一同、明るく元気で笑顔いっぱいの親切丁寧な対応を心がけ、気軽に役場へ足を運んでいただき、住民の方々と一体となって「若狭町」を創り

上げていく所存であります。

町民の皆さんが自ら参画し、安心できる「みんなで創るみんなのまち」そして「笑顔全開・地域力発信」を目指し、若狭町のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議員の皆さんを初め、町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、大変長い施政方針でございましたけれども、開会の御挨拶といたします。御清聴ありがとうございます。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（原田進男君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番、渡辺英朗君、4番、島津秀樹君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（原田進男君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月12日から6月28日までの17日間にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの17日間に決定しました。

～日程第3 報告第1号から日程第8 報告第6号～

○議長（原田進男君）

日程第3、報告第1号「平成28年度若狭町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について」から日程第8、報告第6号「株式会社エコファームみかたの経営状況の報告について」までの6件の報告を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、報告第1号から報告第6号までの6件の報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第1号につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を議会に報告申し上げるものであります。

報告第1号「平成28年度若狭町一般会計予算繰越費繰越計算書の報告」につきましては教育費、上中中学校改修事業において繰越額を2億8,388万4,000円と報告させていただきます。

次に、報告第2号及び報告第3号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を議会に報告申し上げるものであります。

報告第2号「平成28年度若狭町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告」につきましては、3月補正で計上いたしました民生費における「臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業」や教育費における学校空調整備事業や三方中学校体育館改修事業など、17件で5億490万3,000円となります。

報告第3号「平成28年度若狭町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告」につきましては、介護保険のシステム改修経費として繰越額を162万円としております。

次に、報告第4号及び第5号につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を議会に報告申し上げるものであります。

報告第4号「平成28年度若狭町水道事業会計予算繰越計算書の報告」では、県営河内川ダム建設に伴う負担金として、繰越額を362万1,000円と報告させていただきます。

報告第5号「平成28年度若狭町工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告」におきましても、県営河内川ダム建設に伴う負担金として、繰越額を245万円と報告させていただきます。

次に、報告第6号「株式会社エコファームみかたの経営状況の報告」であります。本案は若狭町が出資しております、第3セクター「株式会社エコファームみかた」の第17期の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告申し上げるものであります。

以上、6件につきまして報告申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（原田進男君）

以上で報告は終わりました。

～日程第9 議案第36号から日程第10 議案第37号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第9、議案第36号「若狭町個人情報保護条例の一部改正について」及び日

程第10、議案第37号「若狭町立学校設置条例の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第36号及び議案第37号の2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第36号「若狭町個人情報保護条例の一部改正」であります。本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正が必要となりますので、この案を提出するものであります。

次に、議案第37号「若狭町立学校設置条例の一部改正について」であります。本案は、若狭町立岬小学校及び若狭町立三方中学校岬分校を廃校し、農林漁業・農山漁村体験施設に転用したいので、この案を提出するものであります。

以上、2議案につきまして説明申し上げます。

十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま、議案となっております議案第36号及び議案第37号については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております2議案については、各常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第11 議案第38号～

○議長（原田進男君）

次に日程第11、議案第38号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」

て」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第38号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」説明を申し上げます。

本案は、辺地対策事業債の発行及び措置のため、公共的施設の総合整備計画を策定する必要がありますので「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第12 議案第39号から日程第16 議案第43号～

○議長（原田進男君）

次に日程第12、議案第39号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第16、議案第43号「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」までの5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第39号から議案第43号までの5議案につきまして、提案理由の説

明を申し上げます。

まず、議案第39号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第1号）」であります
が、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5億2,904万6,000円を追加し、予算の総額
を98億4,190万6,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費では、ふるさと納税推進事業で1億870万3,
000円の増額、集落センター建設及び増改築・修繕事業で1,769万6,000円の
増額、次世代定住促進事業で550万円の増額、協働のまちづくり推進事業で660万
円の増額など、総務費全体では1億5,506万7,000円の増額となります。

民生費では、保育所等整備交付金交付事業で982万円の増額、病児保育施設整備事
業で615万円の増額など、民生費全体では2,830万円の増額となります。

衛生費では、地域包括ケア推進事業で77万3,000円の増額など、衛生費全体で
121万5,000円の増額となります。

農林水産事業費では、環境保全型農業直接支払対策事業で700万円の増額、経営体
育成支援事業で1,051万8,000円の増額、多面的機能支払交付金事業で6,22
0万円の増額、鳥獣被害防止総合対策事業で891万6,000円の増額、集落基盤整
備事業で2,600万円の増額、森林環境保全直接支援事業で500万2,000円の増
額、林道維持費で643万2,000円の増額、農山漁村活性化整備対策事業で1億4
14万5,000円の増額など、農林水産費全体では2億4,993万9,000円の増
額となります。

商工費では、企業誘致促進事業で1億円の増額など、商工費全体では1億822万6,
000円の増額となります。

土木費では、道路維持修繕事業で770万円の増額、道路改築事業で7,570万円の
増額、急傾斜地崩壊対策事業で819万円の増額など、土木費全体では9,736万1,
000円の増額となります。

教育費では、上中中学校改修事業におきまして、事業期間の延長に伴う継続費の補正
にあわせ、2億1,446万4,000円の減額、三方グラウンド大規模改修事業で7,
623万4,000円の増額など、教育費全体では1億1,106万2,000円の減額
となります。

歳入につきましては、自動車取得税交付金で215万1,000円の増額、分担金及
び負担金で727万9,000円の増額、国庫支出金で7,172万7,000円の増額、
県支出金で1億2,839万6,000円の増額、寄付金で7,000万円の増額、繰入
金で2億2,570万円の増額、諸収入で5,024万8,000円の増額、町債で2,

650万円の減額としております。

次に、議案第40号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ280万9,000円を追加し、予算の総額を19億6,414万5,000円とするものであります。

歳出では、第7期介護保険事業計画の策定費用などとして280万9,000円を計上させていただきました。

次に、議案第41号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ656万3,000円を追加し、予算の総額を1億5,179万9,000円とするものであります。

歳出では、車両購入のため総務管理費に136万3,000円、遠隔監視システムの設置費用として、簡易水道建設事業に520万円を計上させていただきました。

次に、議案第42号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」でありますが、既定の予算額に変更はありませんが、歳出項目の調整を行なったための補正であります。

宅地販売促進のための販売委託経費として、一般管理費で237万2,000円を増額し、同額の予備費を減額しております。

次に、議案第43号「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」でありますが、資本的支出において、平成29年、30年の2カ年の継続で実施する上中診療所改修工事に係る経費2億6,073万4,000円及び医療機器整備費用として846万8,000円を計上するもので、財源としましては、補助金及び企業債などとしております。

以上、5議案につきまして説明を申し上げます。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の5議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております5議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託した

いと思います。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております5議案については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第17 議案第44号～

○議長 (原田進男君)

次に、日程第17、議案第44号「訴えの提起について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長 (森下 裕君)

それでは、議案第44号「訴えの提起について」提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、大鳥羽の町有地等の土地内の土木資材等の収去及び土地の明渡等を請求する事件について訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長 (原田進男君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第18 請願第1号～

○議長 (原田進男君)

次に、日程第18、請願第1号「場外車券・馬券売り場建設について承認しないことを国に求めることの請願について」を議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

～日程第18 請願第1号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第19、「若狭町選挙管理委員会委員、及び補充員の選挙について」を議題とします。

若狭町選挙管理委員会委員長から、任期満了に伴い、選挙管理委員会委員の選挙を行うべき事由が生じた旨、地方自治法第182条第8項の規定に基づき、通知を受けております。

選挙を行うべき定数は、選挙管理委員会委員4名、補充員4名であります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、若狭町選挙管理委員会委員に若狭町気山第176号1番地、山口賀代子君、若狭町成出第7号4番地、渡辺良樹君、若狭町南第11号の6番地、滝本和江君、若狭町熊川第34号29番地の1、宮川良平君の4名を指名します。

続きまして、若狭町選挙管理委員会、補充員に、若狭町下夕中第48号10番地の1、樋口治華次君、若狭町藤井第50号2番地、小嶋明男君、若狭町堤第65号22番地、内藤節子君、若狭町横渡第12号7番地の2、中村久美子君の4名を指名します。

補充員の補充の順序は、ただいま指名しました順序とします。

お諮りします。

ただいま、指名いたしました若狭町選挙管理委員会委員4名及び補充員4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、若狭町選挙管理委員会、委員に山口賀代子君、渡辺良樹君、滝本和江君、宮川良平君、補充員に樋口治華次君、小嶋明男君、内藤節子君、中村久美子君が当選されました。

なお、当選人には、若狭町議会会議規則第32条第2項の規定により、別途文書をもって当選の旨の告知をします。

お諮りします。

議案審査のため、明日13日は休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、明日13日は休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午前10時50分 散会)